

## 耐震診断の結果の公表

令和7年2月28日現在

### ■法第7条第1号に掲げる建築物（耐震診断の結果の報告期限が令和3年3月31日のもの）

No	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の主たる用途 【災害時の用途】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価結果※2				安全性の 評価※3 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
					Is	0.18	q	0.58		内容	実施時期	
33	美波町基幹集落 センター	徳島県海部郡美波 町赤松字阿地屋 379-4	集会所 【避難所】	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is	0.18	q	0.58	Ⅰ	耐震改修	令和4年4月 着工 令和5年1月 完了	耐震改修済

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。）を記載している。

なお、耐震改修済の場合には、耐震補強の目標値を記載している。

※3 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。）